平成23年度地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務公募要領

平成23年8月
環境省 地球環境局

１．事業の概要と目的

温室効果ガスの排出削減を進めるためには、再生可能エネルギーの導入を強力に推進する必要があります。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域や地点によって適合性が大きく異なることから、地域に適したものを導入する必要があります。

また、再生可能エネルギーの導入拡大を加速化させるためには、あらゆる国民が再生可能エネルギー導入に参画できる環境を整えることが非常に重要です。

そのため、本事業では、地域の住民が参画できる再生可能エネルギー事業の立ち上げを促進するため、学識経験者、民間企業、環境関係ＮＰＯ等民間団体、地域住民、地方公共団体その他の関係行政機関等の関係者で構成する事業化協議会の設置・運営支援や、各地で核となる開発コーディネーター等の育成、その他事業化に必要な専門的手法を支援することで、地域主導型再生可能エネルギー導入事業の事業化に向けた事例を収集することとしております。

また、これらの事例収集を通じて、地域の住民等が参画できる再生可能エネルギー導入事業の円滑な立ち上げのための事業化計画策定手法を確立することを目的としております。

２．公募対象事業

公募の対象となる事業は、今年度中に協議会を立ち上げ、事業化を検討していく事業であり、かつ以下の事項を満たし、導入予定の再生可能エネルギーの種類や地域の特性を踏まえた活動であるものを対象とします。

（１）地方公共団体を含む地域の様々な関係者が参画する協議会等が中心となって、再生可能エネルギーの種類や規模、事業形成の手法や資金調達の手法等の検討を行うこと。（協議会等が設置されていない場合は、協議会等の設置が確実で、地方公共団体を含む主要構成員の内諾が得られていること。）

（２）別途環境省が委託している「平成２３年度再生可能エネルギー地域推進体制構築支援事業委託業務」の受託者を協議会に参画させ、制度、技術、財務等についての助言・指導や人材育成プログラムを受ける等、緊密に連携して事業を進めること。

３．事業の年数等について

応募時点で予定する事業期間は３年間以内とします。

複数年度で事業を行う場合には、複数年度の時間を要する理由や計画作成のスケジュールを具体的に提示していただき、期間を要する必要性についてご説明していただくこととなります。事業が中止することの無いよう、スケジュール等の策定に当たっては十分ご検討ください。また、事業の実施者は、毎年度事業達成目標をあらかじめ設定し、目標達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況については、各年度２月頃に評価を行うこととし、継続実施の可否について審査します。

なお、複数年度の事業実施は、各年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。

４．公募の条件
（１）法人格を有していること。
（２）本事業の受託者は、応募を行った者とし、２者以上の者が共同で提案を行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託することを原則とします。
（３）委託事業は当該年度に行われる事業を原則とします※。
※複数年の事業として申請した場合においても毎年度契約を更新することとなります。
（４）委託費は、１件あたり年間 500 万円～1,000 万円程度を想定しておりますが、提案内容に応じ予算（平成 23 年度は 4,000 万円）の範囲で委託します。

５．審査の実施
本事業は以下のとおり審査を行い事業者を決定いたします。
（１）審査は、環境省及び外部有識者で構成する検討会において実施し、「地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務に係る提案書評価基準表」（別添）に基づき、提出された提案書を採点し、総合評価点が優秀なものの中から、再生可能エネルギーの種類や対象地域も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とします。
（２）審査結果は、提案書等の提出者に遅滞なく通知します。

６．応募に当たっての留意事項
受託者は、平成２４年２月１４日（月）までに事業実施結果について環境省へ最終報告を行った上で、環境省へ事業報告書を提出するものとします。なお、本事業は、備品購入や設備設置等に対する補助は含まれません。

７．応募の方法について
（１）応募書類の書式（応募様式）について
応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いします。また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本事業の選定対象外とさせていただくことがあります。
・地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務に関する提案書（別添１）
・経費内訳書（別添２）

（２）応募書類の提出方法について
①提出方法
ア　電子メールが使用できる環境の場合
応募様式を、電子メールの添付ファイルとして、以下の送信先アドレスあてに送信してください。
◎電子メールの送信先アドレス：chikyu-ondanka@env.go.jp
◎あて先は、「環境省地球環境局地球温暖化対策課　地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務業務担当」としてください。
◎メール件名（題名）と添付ファイル名は次のとおりとしてください。
・メール件名：「環境省地球環境局地球温暖化対策課　地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務業務」
・添付ファイル名：「申請者名（会社名、団体名）」としてください。
（例）○○株式会社、○○協議会　等
◎添付ファイルの作成・保存に関する注意
応募書類一式を、ダウンロードしたアプリケーションで作成し、それぞ

れを一連の電子ファイルとして送信してください。ダウンロード時に一つのファイルとなっている応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱い（様式の一部欠損等）に関し、当方は責任を持ちません。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、エクセル2007以下のバージョン形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないでください。

添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。

また、Windows以外のパソコンで書類を作成した場合、必ずWindowsマシンでファイルを展開できることを確認の上、提出してください。ダウンロードしたExcelの様式を一太郎その他のソフトに変換して提案いただいた場合及び当方のWindowsマシンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんので御注意ください。

なお、当方のメールサーバーの都合上、添付ファイル容量が２ＭＢを超える場合は受け取れないことがございます。ファイルの分割等により、添付ファイルの容量が２ＭＢ以下になるよう、ご配慮いただきますようお願い致します。

◎受領の確認

当方で受領を確認した場合、受領したメールをそのまま返信します。当方へ送信後、1週間程度しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合せください（電話番号は末尾参照）。

イ　電子メールが使用できない環境の場合（できる限り電子メールを御使用ください）

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募様式ファイルを保存したCD-ROMと、打ち出したものを１部同封の上、送付してください。

◎送付先の住所：　〒100-8975　東京都千代田区霞が関1-2-2

◎あて先は「環境省地球環境局地球温暖化対策課　地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務担当」としてください。

◎電話番号：TEL03-3581-3351(内線6780)

◎封筒等の表に、必ず、赤字で「提案書在中」と記してください。

◎電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じです。

◎受領の確認

提案書類に記されたFax番号あて、受領した旨をFaxします。当方へ送付後、１週間程度しても受領確認のFax等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合せください（電話番号は末尾参照）。

②提出いただいたファイル等について

提出いただいたファイル等は、返還しません。

③応募書類の受付期間について

平成２３年８月１日（月）～平成２３年８月２６日（金）１７時必着

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。採択状況に応じ、追加的な予算配分が可能な場合には、追加公募を行います。

８．事業の流れ（予定）

８月	**応　募**
９月	**審査・採択**
９月～	**委託契約**
～２月	**事業実施**
２月末	**報告書提出**
３月	**最終報告**
４月末	**精算・支払**